

土地の取得について

下記のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月28日提出
霧島市長 前田 終 止

記

- 1 土地の所在地、地目、数量
所在地 霧島市国分福島一丁目1460番25
地 目 宅地
数 量 12,766.26平方メートル
- 2 取得の目的
霧島市土地開発公社の経営健全化及び当該土地の有効活用を図るため
- 3 取得の方法
随意契約による
- 4 取得金額
金299,785,859円
- 5 契約の相手方
住 所 霧島市国分中央三丁目45番1号
氏 名 霧島市土地開発公社
理事長 平野 貴志

（提案理由）

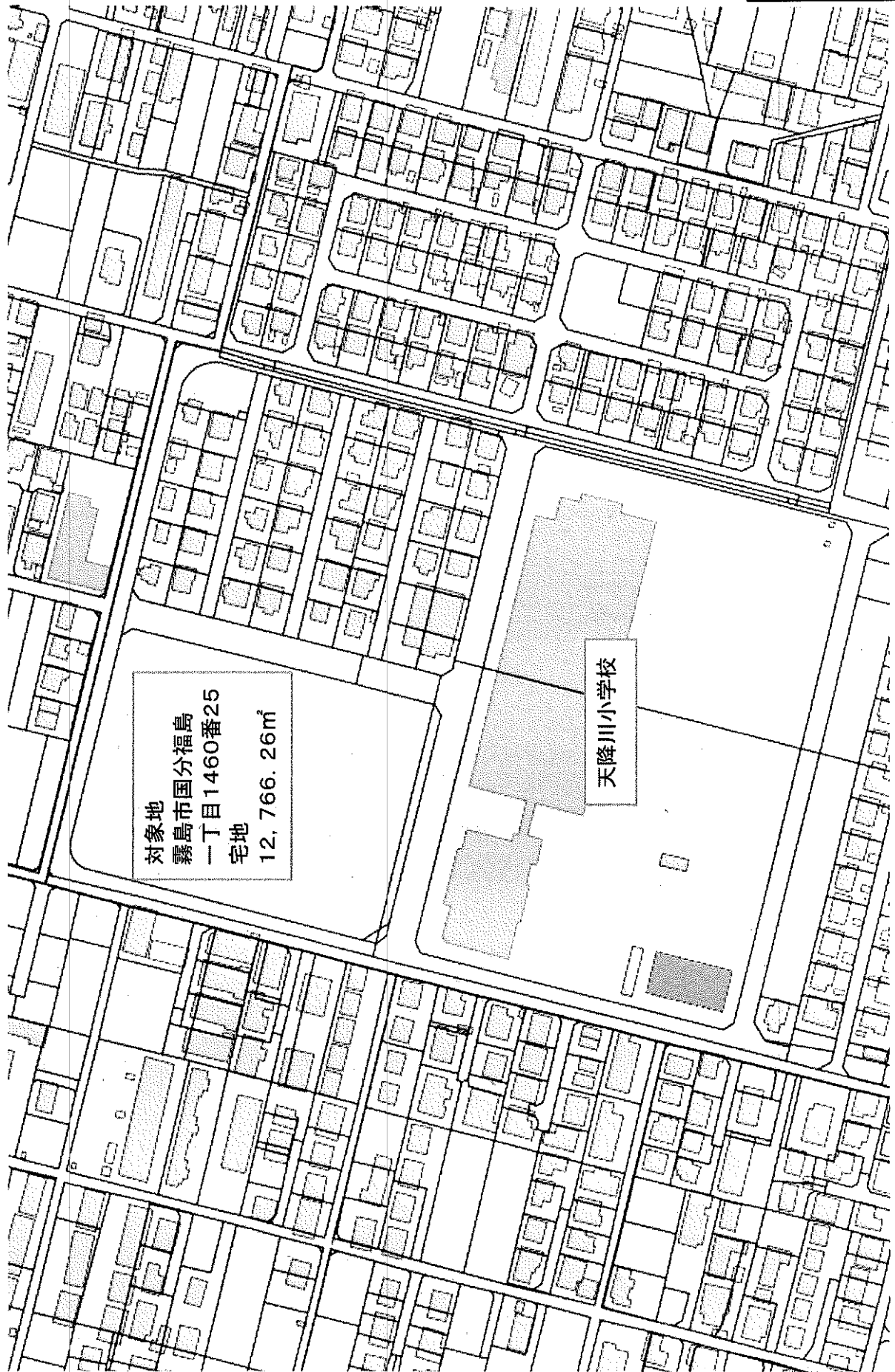
霧島市土地開発公社の経営健全化を図るとともに、しらさぎ橋の開通を捉え、こどもセンター駐車場用地や宅地分譲用地等への利活用を図るため、同公社が保有する国分福島一丁目の宅地を市資産として取得しようとするものである。

位置図

資料1



取得予定箇所
国分福島一丁目1460番25



対象地
霧島市国分福島
一丁目1460番25
宅地
12,766.26㎡

天降川小学校